



2 初初企第5号
令和2年4月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅野敦行

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局財務課長
森友浩史

(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
柳澤好治

(印影印刷)

パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に
向けた対応について（通知）

ハラスメントの防止等に係る措置の実施に関しては、「「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等について（通知）」（令和2年3月19日付け元初財務第37号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長及び総合教育政策局教育人材政策課長通知。以下「文部科学省通知」という。）において、各教育委員会に対して遺漏のないようお願いしているところです。

文部科学省通知においては、参考資料1として国家公務員における検討の方向性について情報提供していたところですが、このたび、人事院において、「人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止等）」の制定等が行われるとともに、国家公務員に係る「懲戒処分の指針について（平成12年3月31日職職-68）」

(以下「国家公務員懲戒処分指針」という。)の一部改正が行われ、令和2年6月1日から施行されることとなりました。これを踏まえ、総務省より別添のとおり通知(以下「総務省通知」という。)が発出されましたので情報提供いたします。

事業主たる各学校を設置する地方公共団体の教育委員会(県費負担教職員については市町村教育委員会)におかれましては、本通知も踏まえ、引き続き、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置等について、その実施に遺漏のないようお願いします。

特に、総務省通知別添1において、人事院が作成した「パワー・ハラスメントを防止しパワー・ハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項についての指針」が示されているところであり、文部科学省通知の以下の内容を踏まえ、方針を策定・周知等する際には、参考にさせていただくようお願いします。

「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等について(通知)【抜粋】

1 パワーハラスメント関係

(2) ③ パワーハラスメント指針4(1)関係

「事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発」については、学校を設置する地方公共団体の教育委員会において方針を定め、その周知・啓発を図ること。併せて、学校の教職員の服務規定等についても必要に応じて見直しを図ること。

(3) ④ (略) パワーハラスメント指針においては、教育実習生等の「自らの雇用する労働者以外の者に対する言動」についても取り組むことが望ましいと規定されていることを踏まえ、職場におけるパワーハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示すことや、同指針の措置も参考にしつつ、教育実習生への適切な相談対応等を行うことが求められること。

また、総務省通知別添2にあるとおり、国家公務員懲戒処分指針が一部改正され、パワーハラスメントに関する標準例が追記されるとともに、パワーハラスメントの態様等によっては懲戒処分が付されることがあることが示されました。各任命権者である教育委員会(県費負担教職員については都道府県教育委員会)においては、これを参考とし、それぞれの懲戒処分に関する基準においてパワーハラスメントを行った者に対し、厳正に対処する処分基準を新たに設けるなど、厳正に処分を行うようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会（指定都市を除く。）に対して、本件について周知を図っていただくようお願いいたします。

(担当)

(教育委員会事務局職員関係)

初等中等教育局初等中等教育企画課

地方教育行政係

電話：03-5253-4111（内線:4672）

Mail：iinkai@mext.go.jp

(公立学校の教職員関係)

初等中等教育局財務課教育公務員係

電話：03-5253-4111（内線:2588）

Mail：syoto@mext.go.jp

(教育実習生関係)

総合教育政策局教育人材政策課企画係

電話：03-5253-4111（内線:2456）

Mail：kyoikujinzai@mext.go.jp